

弁護士法人福岡法律事務所

代表弁護士福岡則博、弁護士尾崎悠吾

〒665-0845 兵庫県宝塚市栄町2丁目2番1号ソリオ3(5階)

TEL: 0797-87-5606 FAX: 0797-87-7160

HP: <https://www.fukuma-law.com/>

Mail: office@fukuma-law.com

執筆: 弁護士尾崎悠吾



Legal F : Forces for Friends, Families and Fortunes (友人、家族、財産を守る力)

医療情報の第三者への提供について

1 病院等の医療機関では、患者の診療と並行して、**診療情報等を利用して医療分野の研究を行うこと**があり、その利用や学会での発表等に際して、**本人の同意の取得の要否**が問題になります。

以下では、「個人情報の保護に関する法律」を「法」といい、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を「ガイダンス」といいます。

2 診療録等の診療記録や介護関係記録に記載された病歴、診療や調剤の過程で患者の身体状況・病状・治療等について医療従事者が知り得た診療情報や調剤情報、健康診断の結果及び保健指導の内容、障害(身体障害、知的障害、精神障害等)の事実、犯罪により害を被った事実等については、個人情報の中でも、「**要配慮個人情報**」(法2条3項)に当たります(ガイダンス p.10~p.11)。

要配慮個人情報は、「オプトアウト」方式によって第三者に提供することができません(法27条2項但書)。オプトアウトとは、あらかじめ第三者に提供する個人データの項目等の一定の事項を本人に通知し又は本人が容易に知りうる状態にして、個人情報委員会に届出をし、本人の求めがあれば個人データの第三者への提供が停止されるというものであり、本人の同意を得ずに個人データの第三者への提供を可能にする方式です。

要配慮個人情報である医療情報を第三者に提供するときには、オプトアウト方式を採れず、**基本的に本人の同意を得る必要があります**。

3 もっとも、**医療情報に係る個人データの提供先が「学術研究機関等」(大学その他の学術研究を目的とする機関もしくは団体又はそれらに属する**

者)(法16条8項)である場合であって、当該個人データを「**学術研究目的**」で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)には、本人の同意を得ずに、個人データを第三者に提供することができます(法18条3項6号、法27条1項7号)。

学術研究機関等には、「学会」や「学会の会員等」も含まれるとされています(ガイダンス p.22)。

4 また、臨床症例を他の医療機関等に提供し、当該他の医療機関等における観察研究や医療技術の向上のために利用する等の「**公衆衛生の向上のために特に必要がある場合**」であって、「**本人の同意を得ることが困難であるとき**」には、本人の同意を得ずに、個人データを第三者に提供することができます(法18条3項3号、法27条1項3号、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A 7-24)。

5 さらに、「**匿名加工情報**」は、「個人情報」(法2条1項)に当たらないため、本人の同意を得ずに、第三者に提供することができます。

匿名加工情報とは、規則で定める基準に従い、個人情報に含まれる記述等の全部又は一部、個人識別符号の全部、個人情報と連結している符号(ID等)及び特異な記述等を削除し、特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものです(法2条6項、法43条1項、規則34条各号)。

匿名加工情報を作成したときや第三者に提供するときは、インターネット等で一定の事項を公表する等の義務があります(法43条3項・4項)。